

議案第 18 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 17 年 1 月 26 日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

一部事務組合等

1 一部事務組合

区分	組 合 名	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
し尿関係	三島郡清掃センター組合								和島村、出雲崎町、寺泊町	与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
関係	与板郷消防・斎場事務組合								和島村、出雲崎町	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
関係	与板郷消防・斎場事務組合								和島村	与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
関係	与板町外2ヶ町村水道企業団								和島村	与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
関係	三島町・与板町ガス企業団									与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
企画	長岡地域広域行政組合								小千谷市、見附市、栃尾市、和島村、出雲崎町、川口町	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉・医療・保健	長岡地区旧伝染病院管理組合								見附市ほか10市町村	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合								栃尾市、寺泊町、出雲崎町、和島村	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
組織・給与	新潟県市町村総合事務組合								その他県内全市町村	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。 ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの ・非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償 ・組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給 ・消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与 ・消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与 ・住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済 ・新潟県自治会館の設置及び管理運営

[参考:新潟県総合事務組合共同処理事務別一覧]	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調整方針案
職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤消防団員に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与								その他県内市町村	共同処理を継続する。
住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済								その他県内市町村	共同処理を継続する。
新潟県自治会館の設置及び管理運営								その他県内市町村	共同処理を継続する。
組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公平委員会の設置								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公平委員会の権限								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。

2 協議会（地方自治法第252条の2に基づくもの）

区分	組 合 名	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
教学 育校 議会	長岡地区視聴覚ライブラリー協 議会								栃尾市、和島村、出雲 崎町、寺泊町	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

3 機関の共同設置

区分	組 合 名	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
健福 ・社 医・ 療保	三島郡介護認定審査会								和島村、出雲崎町、寺 泊町	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市介護認定審査会で 事務を行う。
	三島郡予防接種健康被害調査 委員会								和島村、出雲崎町、寺 泊町	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害 調査委員会で事務を行う。

4 土地開発公社

区分	組 合 名	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
財 政	長岡地域土地開発公社								小千谷市、見附市、栃 尾市、和島村、川口 町、魚沼市	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。